

仙台農業振興地域整備計画の見直しについて

1 見直しの趣旨

農業振興地域整備計画とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条に基づき、農業振興地域内の土地利用をはじめとして、農業振興に関する施策を計画的に推進するため、市町村が定める計画である。国の農用地等の確保に関する基本指針、県の農業振興地域整備基本方針等の内容を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化などに的確に対応するため、平成 29 年度より仙台農業振興地域整備計画検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置し、計画素案の検討に取り組んできた。

先般開催された第 3 回検討委員会において計画素案が決定され、別紙のとおり本協議会に答申されたことから、その内容について協議を行う。

2 経過

平成 29 年 7 月 農政推進協議会（計画見直し及び検討委員会設置の決定）

平成 29 年 7 月～12 月 基礎調査の実施

平成 30 年 1 月 農用地区域変更等の意見・申出受付

〔※提出された意見等の概要
 (1) 計画見直しへの意見〔①農地や水路の整備関係 6 件、②土地利用関係 2 件、③農業振興全般 1 件〕
 (2) 農用地区域の変更申出〔編入 2 件（27ha）、除外 46 件（119ha）〕〕

平成 30 年 2 月 第 1 回検討委員会（見直しの方向性等の検討）

平成 30 年 4 月 第 2 回検討委員会（計画素案の検討）

平成 30 年 5 月～6 月 市民意見募集

〔※提出された意見等の概要
 (1) 市民意見〔①農用地利用計画について 1 件〕〕

平成 30 年 6 月 第 3 回検討委員会（計画素案の決定）

平成 30 年 7 月 農政推進協議会（計画案の協議・決定）

3 計画素案

資料 1-2（答申）、資料 1-3（概要）、資料 1-4（計画素案） 参照

4 今後の予定

平成 30 年 7 月～8 月 計画案に対する関係機関意見照会

平成 30 年 8 月～9 月 宮城県あて事前協議

平成 30 年 10 月～11 月 計画案の公告縦覧等

平成 30 年 12 月 宮城県あて本協議、変更計画の決定公告